

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

（傍線部分は改正部分）

現行

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。

この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

一〇八（略）

九 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）又は海上交通安全法

（昭和四十七年法律第一百五号）の規定に基づき行う海上保安庁の無線局と船舶局との間の通信

十〇三十三（略）

附則

この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

（目的外通信等）

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。

この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

一〇八（略）

九 海上保安庁の海上移動業務の無線局と船舶局との間で行う海上

交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第二十二号又は第十三条第一項本文の規定による通報及び同法第二十三条の規定による指示のための通信

十〇三十三（略）